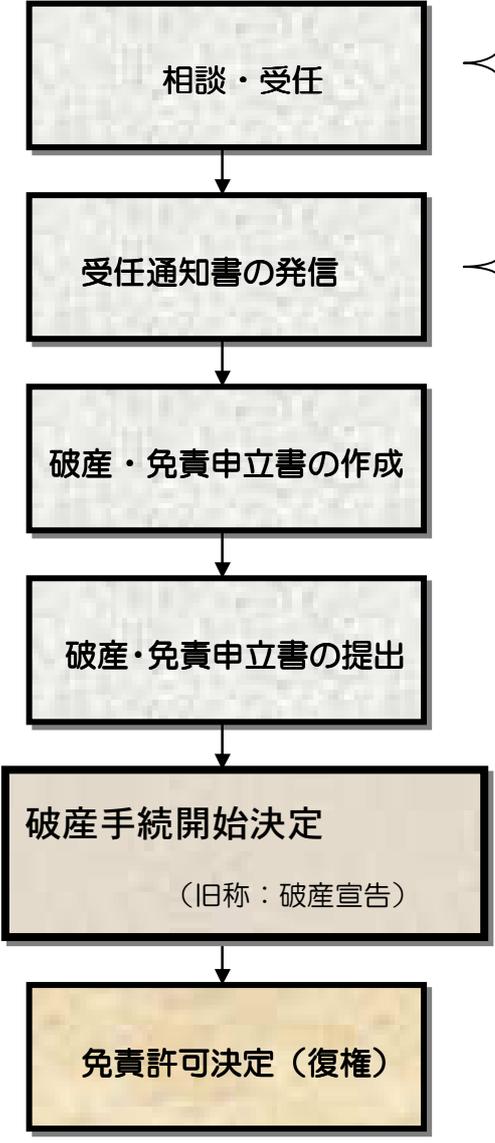


「自己破産」とは、債務者の申立によって開始される破産のことをいいます。破産手続の費用を償う資力がなければ、「同時廃止」となり、手続はすぐに終わります。若干の財産がある場合には、破産管財人が選任され、財産を債権者に分配する手続があります。



①債権者名，残額，借入年月，用途のメモ
 ②クレジットカード，請求書の関係書類一切 をご持参ください。なお一部の債務に**保証人がいる場合**，保証人に説明の上，別途債務整理等が必要となります。

それまで厳しい取立てがあった場合でも，発信後は止みます。債権者が依頼者に直接催促することはありません。受任通知が相手に届くまでは，「弁護士の板谷に破産手続を依頼中」と説明して下さい。

この間は2か月以上あります。

管財手続の場合は，この間に管財人が残余財産の調査・換価・配当を行います。同時廃止の場合は，その手続が省略されることとなります。なお，この間に**①資格制限**（弁護士，司法書士，税理士，公証人，警備員，宅地建物取引主任，取締役，監査役，清算人，生命保険募集員，損保の代理店，後見人，遺言執行者等になれない），**②居住等の制限****③通信の秘密の制限**等があります。同時廃止の場合には，現実に問題となるのは①ですが，これも短期間ということになります。なお，選挙権や医師・看護師などの資格，一般の公務員の資格は失いません。

- 免責が不許可になる事由**
- ①不当な財産の隠匿等
 - ②不当な債務負担行為
 - ③不公平な弁済等
 - ④浪費，ギャンブル等
 - ⑤詐術による信用取引
 - ⑥帳簿隠匿等の行為
 - ⑦虚偽の債権者名簿提出
 - ⑧調査協力義務違反行為
 - ⑨管財業務妨害行為
 - ⑩説明義務等の違反行為
 - ⑪7年以内に免責取得あり
- なお，これらに該当する場合でも，裁量免責の余地あり。